

地域公共交通計画

【資料2】

地域公共交通とは

- ◇ 活性化再生法に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする **地域公共交通のマスタープラン**。
- ◇ 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ **まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・ コンパクトなまちづくり施策との一体的推進
 - ・ 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
 - ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・ 公共交通をネットワークとしてとらえ、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ・ ダイヤや運賃等のサービス面の改善による **利用者の利便性向上**
 - ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・ 従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等、**地域の多様な輸送資源を最大限活用**
 - ・ MaaSの導入等、**新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
 - ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・ 法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
- ⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



地域公共交通計画作成のメリット

メリット1

- 地域公共交通施策の「憲法」

メリット2

- まちづくり施策や観光施策との連携強化

メリット3

- 関係者間や交通機関同士の連携強化

メリット4

- 公共交通施策の継続性

メリット5

- 乗合バス等の運行費補助の連動化

立地適正化と地域公共交通計画の連携

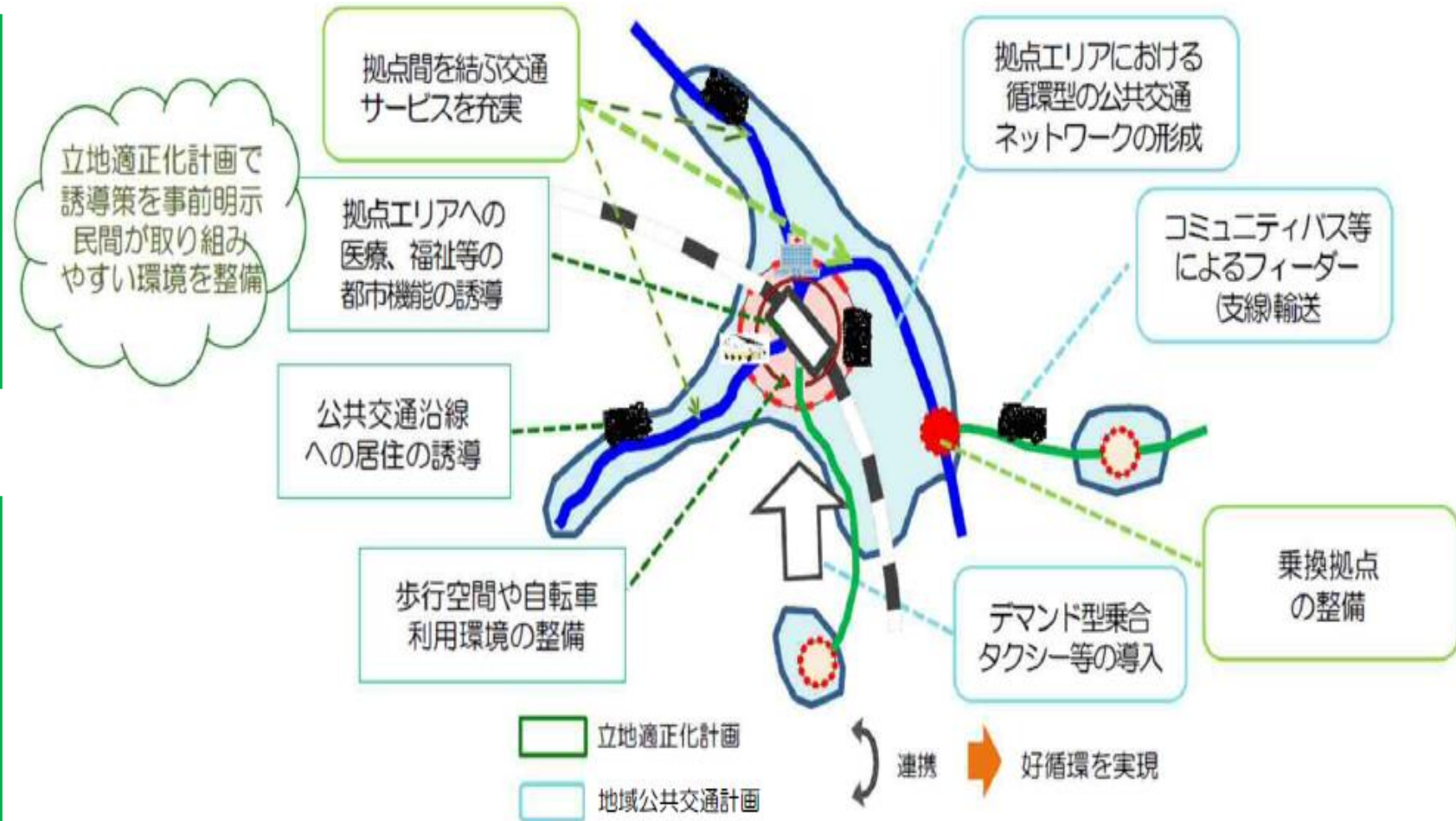
拠点間を結ぶ交通サービスの充実や、公共交通沿線への居住の誘導など、立地適正化計画の意義や役割との連携、好循環が期待される。

都市全体を見渡したマスタープラン

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、年全域を見渡したマスタープランとして機能する**市町村マスタープランの高度化版**です。

都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導による**コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携**により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。



行田市地域公共交通計画

総合振興計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画（並行作成）等の関連する計画との整合性を図りながら、公共交通における長期的な基本方針を示すとともに、地域の特性にあった持続可能な公共交通体系を確立する。

計画の位置づけ

第6次行田市総合振興計画

- ◆基本目標 4「快適な住環境が調ったまちをつくる」
 - ▲政策 3「だれもが便利に移動できるまち」
 - 政策分野 2「公共交通の充実」



計画区域	行田市全域
計画対象	鉄道・路線バス・循環バス・タクシー（デマンドタクシー）等
計画期間	令和5年度から令和9年までの5年間